

2025 年度 鹿児島女子短期大学公的研究費不正防止計画

2025年4月1日

不正防止委員会

鹿児島女子短期大学では、「鹿児島女子短期大学における公的研究費の適正な運営・管理体制に関する規程」及び「鹿児島女子短期大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン」により、公的研究費について、不正使用を防止し適正な管理・監査を行うため、鹿児島女子短期大学公的研究費不正防止計画を策定し、研究費の適正かつ効率的な運営及び監査体制を図る。

【不正防止計画】

No	ガイドライン項目	具体的な内容
1	機関内の責任体系の明確化	①不正防止委員会（運営会議）において、最高管理責任者（学長）、統括管理責任者（副学長）、コンプライアンス推進責任者（各学科長）の役割を確認する（4～6月）。
2	適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	①新任研修において、公的研究費の使用ルール・手続等について研修を行う（4月）。 ②公的研究費の使用に関する研修会を全学対象に実施する（8～9月）。 ③教授会等で不正防止、適正な予算執行のための啓発活動を繰り返し行う。 ④事務室内に不正防止のための掲示を行う。
3	不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	①不正防止委員会は、モニタリングや内部監査の結果を受けて、内部監査室と意見交換を行い、執行状況について点検・評価し、次年度の不正防止計画に反映させる。
4	研究費の適正な運営・管理活動	公的研究費の適正な運営・管理活動のため、以下の運用を引き続き実施する。 ①鹿児島女子短期大学科学研究費補助金等公的研究費事務取扱要領 第19（職務権限の明確化）に基づき、発注と検収の各段階における関係者の職務権限と決裁手続きのとおり行う。 ②総務課は、研究者の予算執行状況を検証し、適正な予算執行を行うよう確認し、予算執行が著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善を求める。 ③旅費精算時には、現地に行った証拠となる書類を必ず求める。 ④換金性の高い物品は台帳等により適切に管理し、翌年度以降も継続的に現物確認を行う・公的研究費の適正な運営・管理活動のため、以下の運用を引き続き、実施する。
5	情報発信・共有化の推進	①ホームページ「公的研究費の運営・管理に関わる責任体系について」において情報を更新し、機関内外への情報発信・共有化の推進を実施する。
6	モニタリングの在り方	①コンプライアンス責任者（学科長）は、前期末に公的研究費の使用状況についてモニタリングを行い、研究の進捗状況及び予算の執行状況について不正防止委員会に報告する。 ②内部監査室は内部監査を実施し、結果を監事に報告し、統括管理責任者に報告し、委員会からの意見聴取に応じる。